

京都市告示第 284 号

昭和 56 年 1 月 8 日京都市告示第 206 号（京都市消費生活条例第 14 条第 1 項の規定に基づく商品等表示基準）の一部を次のように改めます。

平成 27 年 7 月 31 日

京都市長 門川 大作

別表中「9 調理冷凍食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 8 第 2 項の規定に基づき品質表示基準が定められているものを除く。）」を次のとおり改めます。

「9 調理冷凍食品（食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づき食品表示基準が定められているものを除く。）」

附 則

改正後の基準は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

（文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター）